

令和7年 第5回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年4月25日（金） 午後1時30分～午後2時53分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （16人）

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明	13番 塩谷 幸生
	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮	16番 伏田 再子
	17番 丸山 征二		

4 欠席委員 （1人）

欠席者 10番 橋本 一男

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議 長 ただいまから令和7年第5回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会に当たり、10番橋本一男委員より欠席届が提出されておりますので、報告します。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2番佐藤光司委員・15番金井亮委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和7年3月25日開催の第3回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係19件につきましては、令和7年4月16日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の採択分の取扱いでございますが、1件2筆の申請がございまして、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

農業委員任命式が、まず4月3日に市役所201会議室で行われ、新たに選任されました農業委員17名に岩井市長から任命書が交付されました。また、第4回農業委員会総会が任命式後に同所で開催されました。一方、農地利用最適化推進委員委嘱式につきましても同日に行われ、新たに選任されました推進委員17名に丸山会長から委嘱状が交付されました。

群馬県農業会議の第1回常設審議委員会が4月16日に前橋市のJAビルで開催されまして、終了後に1号役員候補者打合せ会が同所で開催され、ともに丸山会長が出席されました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の4件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9 番。すみません。挙手はちょっと大きめに挙げてください。お願いします。

9 番委員 9 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 3 番です。渡し人は地域外に居住しておりまして、受け人は遠方に居住ということです。将来転入の予定といたしますか、もうこちらに住居も買って住んでいるという形になると思います。週末を利用しての農作業ということになります。ですが、現在管理している畑でサツマイモを栽培したりとか、適正に管理されておりまして、特に問題はないと考えます。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

5 番。

5 番委員 農地法第 3 条の 4 番です。1 2 筆ありますが、〇〇の所有権移転贈与について、転用には問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。

農地法第 3 条の 2 番になります。こちら、〇〇さんは営農型の太陽光を中心として、最近農業を始めた方ですが、認定農業者も取得し、農業に意欲的に取り組んでいる方ですので、特に問題ないと思いますので、審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかになければ審議を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番の 1 件、2 班に 2 番と 3 番の 2 件、3 班に 4 番の 1 件、以上合計 4 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

- 事務局 4月21日に実施された営農型太陽光発電案件に係る農地法第4条申請1件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。
- 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
- 令和7年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
- 議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
- 以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。
- 本案について意見のある方はお願いします。
- 8番。
- 8番委員 議案第2号、農地法第4条の2番です。この場所は、〇〇の〇〇というところから奥の〇〇というところに入っておりまして、〇〇がありまして、申請人の家のすぐ隣のところです。始末書も添付されているということですので、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 ほかにありますか。
- 2番。
- 2番委員 議案第2号、農地法第4条の関係で3番です。申請地は、北に市道を介し、その北側には〇〇会社、西側には〇〇会社が、東側には住宅が数軒あります。周辺の農地に与える影響はないというふうに考えています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 ほかにありますか。
- 委員 なし。
- 議長 なければ打ち切ります。
- ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
- それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。
- なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。
- 委員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番の 1 件、2 班に 2 番の 1 件、3 班に 3 番の 1 件、以上合計 3 件を付託します。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 4 月 21 日に実施されました申請面積 1,000 平米以上の農地法第 5 条申請 6 件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 4 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和 7 年 4 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 3 号、農地法第 5 条の申請は、議案書 3 ページから 4 ページ記載の 17 件及び議案書 5 ページ記載の計画変更 2 件の計 19 件です。受理した申請書は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方は挙手をお願いします。

4 番。

4 番委員 4 番です。農地法第 5 条の 5 番、これは全然問題ございません。隣接地とも耕作はないというような場所で、太陽光の申請に問題ないです。

議 長 ほかにありますか。

14 番。

14 番委員 14 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条申請の 4 番になります。これは、先日、21 日に現地調査で皆さんと確認をさせていただきました。周りはほとんど耕作しておらず、ほかの耕作に影響が出るようなことはないと思います。大丈夫だと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 3 号の農地法第 5 条の 14 番です。これは、新しくできた〇〇の〇〇の南側になります。〇〇というところなのですが、周りは住宅

が大分できておりますので、2種農地であります、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案第3号、農地法第5条の1番、3番、7番、それと18番になります。1番です。太陽光発電施設の申請ですけれども、現地は住宅と農地が混在する地域となっております、案内図のとおり、南側に〇〇があり、間に宅地を挟んでの2筆になります。特に周辺農地への影響はないと思われます。3番は、受け人が資材置場用地として活用ということですが、周辺は農地と太陽光発電施設が点在する地域となっています。渡し人は高齢のため畑の管理が困難となり、売却を決意したということでありまして、以前は資材置場として土砂が入っていたのですが、現在は更地に戻してありました。それで、始末書が添付されているという状況です。ご審議のほどよろしくお願いします。

7番は、〇〇のグラウンドに使用するという事なのですが、周辺は〇〇、住宅地、農地が混在している地域になります。グラウンドとして使用してしまった経緯がありまして、こちらにも始末書が添付されています。特に周辺農地への影響はないと考えます。よろしくお願いします。

18番は太陽光施設ということなのですが、周辺は住宅地であり、南側には水田が広がっている地域です。周辺の農業に与える影響はないと考えますので、よろしくお願いします。

以上、審議の参考としてください。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の12番です。申請地は北に〇〇に接し、南側には太陽光発電設備が設置されておりまして、西側には〇〇会社があり、東側に住宅があります。計画変更ということが既に申請されております。周辺農地の影響についてはないと考えます。審議ほどよろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。先ほど申し遅れました。5条の10番です。この用地は、いわゆる譲受人の会社の真ん前にありまして、東側は通路があります。西側にも譲受人

の出入り用の通路となっておりまして、出ているところはほかの農業に差し支えるような状態ではないと考えております。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

5 番。

5 番委員 5 番です。農地法第 5 条の 6 番と 1 6 番、1 7 番について、一般市民としまして立地条件等問題なしと考えられております。1 6 番、1 7 番につきましては、市道が前を通っているので、太陽光発電の立地としては認められると思うので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 2 番です。この申請地は、〇〇を上っていきますと、〇〇があります。その下、2 0 m ぐらい下がったところの南側の道を入っていきまして、そこにこの土地は昭和 4 3 年から 5 0 年にかけての〇〇建設に伴い、県が建てた住宅が 3 軒あります。今現在は 2 軒ありますが、空き家になっております。東南側は桑の木が植わっております。その隣には 1 軒、家がありますが、特に太陽光用地として影響はないと考えております。審議の参考としてください。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 9 番です。本案件につきましては、先般現地調査をしていただきまして、この案件につきましては〇〇の近くであり、建売の分譲住宅用地ということで、渡し人の方も市外在住ということでなかなか農地の面倒を見られないということで、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。

議案第 3 号の 8 番になります。こちらは、既に周辺は宅地化された地域でありまして、周辺農地への影響は少ないと考えますので、ご審議の参考にお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ないようですので、審議を打ち切ります。

それでは、お諮りします。議案第３号について、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、１班に１番から６番の６件、２班に７番から１２番の６件、併せて計画変更１番の計７件、３班に１３番、１４番、１６番から１８番の５件、併せて計画変更２番の計６件、以上合計１９件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

（休憩午後 ２：１３）

（書類審査）

（再開午後 ２：３５）

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第１号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

１班。

１班班長 １６番です。１班に付託された議案第１号、農地法第３条関係は、１番の１件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 ２班。

２班班長 １４番です。２班に付託された議案第１号、農地法第３条関係は、２番と３番の２件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。許可相当であります。

議 長 ３班。

３班班長 １５番です。３班に付託された議案第１号、農地法第３条関係は、４番の１件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満

たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 1 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 2 号、第 4 条関係は、1 番の 1 件です。
審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 1 4 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法 4 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 5 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、3 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 2 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 2 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から6番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 14番です。2班に付託されました議案第3号、農地法5条関係は、7番から12番の6件です。及び計画変更の1番になります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 15番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、13番、14番と16番から18番の5件です。及び計画変更の2番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の

報告のとおり決定しました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案のうち、2 番、賃借権または使用貸借権による権利の設定関係の番号 3 番は、1 番委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項、議事参与の制限規定に該当するため、番号 3 番を案件 1、残りの番号 1 番、2 番、4 番及び 1、中間管理権設定関係（地権者から農業公社への契約）を案件 2 として、2 回に分けて審議いたします。

初めに、案件 1 を議題とします。本件は、1 番委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、1 番委員の退室を求めます。

（1 番委員退場）

議 長 それでは、案件 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和 7 年 4 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、2、賃借権または使用貸借権による権利の設定関係、議案書 7 ページ記載の 3 番の 1 件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

案件 1 について質問がありましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

お諮りします。案件 1、農用地利用集積等促進計画の承認についての 2、賃借権または使用貸借権による権利の設定関係の 3 番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号のうち、農用地利用集積等促進計画の承認についての 2、賃借権または使用貸借権による権利の設定関係の 3 番は、原案のとおり承認し、

群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

ここで1番委員の入室を許可します。

(1番委員入場)

議 長 それでは、次に案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和7年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書6ページ1、中間管理権設定関係記載の1番から29番及び議案書7ページ2、賃借権または使用貸借権による権利の設定関係1番から2番、4番記載の計32件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

案件2について質問がありましたらお願いします。

これは、今まで農業委員をやっていた方にとっては、利用権設定という言葉があったと思うのですが、それが4月1日から法律が改正されて、全てこちら農業公社を通して、こういった形での設定になりました。新しく農業委員になった皆様はこれだけなので、これを覚えてください。

委 員 なし。

議 長 質問がなければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。案件2、農地利用集積等促進計画の承認についての1、中間管理権設定関係（地権者から農業公社への契約）1番から29番及び2、賃借権または使用貸借権による権利設定関係の番号1番、2番、4番を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち、農用地利用集積等促進計画の承認についての1、中間管理権設定関係（地権者から農業公社への契約）1番から29番及び2、賃借権または使用貸借権による権利の設定関係の番号1番、2番、4番は、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもって令和7年第5回安中市農業委員会総会を閉会します。
慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 2時53分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに
署名捺印する。

令和7年4月25日

安中市農業委員会会長

2番委員

15番委員